

2. 総合評価方式の手続き

水道工事における総合評価方式

総合評価方式を実施する場合、当該工事の技術的な工夫の余地によって、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかを選択することになるが、水道工事においては、配水管布設工事等、技術的な工夫の余地が小さい工事が大半を占めるため、総合評価方式は簡易型から導入されるケースが最も多いと考えられる。

本手引きの位置付け

そこで、本手引きでは、2-1において簡易型を一般競争入札で実施する場合の手続きを詳しく説明することとし、2-2では標準型について簡易型と異なる部分や追加する手続きを説明する。また、2-3では高度技術提案型について考え方と手続きの要点を説明する。





一般競争入札か、指名競争入札か

総合評価方式を実施する場合、制限(条件)付一般競争入札で行う方法と指名競争入札で行う方法とがある。ここでは、次の理由等から制限(条件)付一般競争入札で行う総合評価方式について説明している。

- ・「都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)」(平成18年12月18日 全国知事会)、「地方公共団体における入札契約適正化支援方策について」(平成19年2月23日 総務省:地方公共団体の入札契約適正化連絡会議)など、地方公共団体における一般競争入札の導入・拡大に向けた指導、提言がなされている。
- ・総合評価方式を指名競争入札で行う場合、企業から技術情報等を求めるプロセスなどが必要となるため、一般競争入札と類似した手続きとなる(活用ガイドライン 参考資料)。



総合評価方式で追加される手続き

総合評価方式で一般競争入札を実施する場合、主に次の手続きが追加となる。

- ① 競争参加資格として簡易な施工計画や施工実績等を求め、技術的能力を審査すること
- ② 評価基準を定めて技術提案を求め、提案内容を評価すること(簡易型は簡易な施工計画等の内容を評価)
- ③ 入札価格と技術力を総合的に評価すること
- ④ 手続きの要所で、学識経験者の意見を聴取すること

※ 審査：最低限の要求を満たしているかの確認

評価：優劣の判定や順位の決定